

黒石市教育委員会訓令第1号

黒石市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月25日

黒石市教育委員会教育長 阿保 淳 士

黒石市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

黒石市教育委員会文書取扱規程（昭和35年黒石市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号3中「異議の申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。